

## 財団法人日本医療機能評価機構 役員報酬規程

### (総則)

第1条 この規程は、財団法人日本医療機能評価機構寄附行為第21条に定める役員の報酬に関する事項を定め、よって、その適切な運用を図ることを目的とする。

### (報酬の種類)

第2条 報酬の種類は、俸給及び退職慰労金とする。

### (俸給の支給)

第3条 役員には、職務執行の対価として、次の各号により俸給を支給することができる。

(1) 常勤の役員は、年額16,000千円の範囲内の額とする。

(2) 非常勤の役員は、年額3,000千円の範囲内の額とする。

2 俸給の支給額は、前項に定める範囲内で理事長が定める額とする。

### (通勤手当)

第4条 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法等は給与規程に準ずるものとする。

### (交通費等)

第5条 役員には、交通費、その他費用を支払うものとする。

### (俸給の支給日)

第6条 俸給は、毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日または金融機関の休業日に当たるときは前日とする。

### (退職慰労金の支給)

第7条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了又は辞任、死亡により退任した場合に支給するものとし、死亡により退任したときは、その法定相続人に支払うものとする。

### (退職慰労金の計算方法)

第8条 退職慰労金の計算期間は、常勤理事として就任した日から起算して8年間(96ヵ月)を上限とし、在職期間が1年(12ヵ月)に満たない場合には支給しないものとする。

2 退職慰労金の額は、次の計算式により算出する。

在職期間(月数)÷12ヵ月×退職時の役員報酬月額＝退職慰労金額(1円未満切捨)

### (細則)

第9条 この規定の実施に関して必要な事項は、理事長がそのつど別に定める。

(附則)

- 1 この規程は、平成16年8月3日から適用する。
- 2 一部改正 平成20年4月1日
- 3 一部改正 平成22年7月1日